







名	称	摘	要	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
2	撤去工事												
	市民交流ホール上部												
	既設照明器具 Z1 撤去	MF300W(200V)電動昇降 既存安定器撤去、結線替え含む		16.0		台							
	既設昇降設備 撤去	リフター本体撤去		16.0		台							
	既設照明器具 EA2 撤去	IL100WX1(電源別置)		8.0		台							
	2階市民ギャラリー												
	既設照明器具 e1 撤去	ハロゲン90W×1		34.0		台							
	階段A												
	既設照明器具 EJ1 撤去	FL20WX1(電池内蔵)		4.0		台							
	1階待合ホール												
	既設照明器具 T1 撤去	FDL13WX1		11.0		台							
	駐車場棟												
	既設照明器具 D1 撤去	FSR2-321 PN1		23.0		台							
	既設照明器具 b1 撤去	FBC2-RP-201		2.0		台							
	庁舎外部												
	既設照明器具 oc1 撤去(ヘッド部)	FDL18WX1		23.0		台							
	発生材積込	ボード・木材類		1.0		式							







令和7年度 富谷市庁舎LED化工事  
閲覧特記事項書

1. 工事实績情報登録

工事实績情報の登録について、契約締結後10日以内に登録の手続きを行うとともに、登録されたことを証明する資料を監督職員に提出すること。

2. 官庁その他への手続き関係

イ) 工事施工に必要な諸手続き、仮設用電力・水道の引込手続き、道路、電線、その他第三者管理の土地等を使用する際や支障移設等の手続きは一切工事施工者にて行い、且つその費用を負担すること。

ロ) 本工事施工により生じた付近道路、その他建築物又は工作物の損傷は一切施工者の責任において誠意をもって復旧すること。

又、近隣との融和につとめ、本工事による苦情が発注者まで及ばぬよう施工者の責任において処理すること。

3. 下請負契約、雇用及び購入業者選定

下請負業者の選定や職業労働者の雇入れ及び使用機器材の購入にあたっては富谷市内の業者及び労働者雇用に配慮すること。

4. LED照明器具について

既存照明器具及び新設照明器具設置後それぞれについて、照度測定をおこなうこと。

5. 諸検査等について

消防検査、市役所検査等の諸検査も工期に含むものとする。

6. 縮小図の提出

工事請負者は工事に先立ち、本工事設計図縮小製本（A-3版二つ折り製本）3部を提出すること。

7. 作業日について

市役所庁舎内部及び駐車場棟については土日祝日の作業とし、通常利用に支障が無いよう管理すること。

- 施工条件明示書 -

工事番号	項目	工事名	令和7年度富谷市庁舎LED化工事	事務所名	富谷市役所	
条件		内容		施工方法		
備考						
1 主任技術者又は監理技術者(以下配置技術者という。)の配置						
(1) 配置技術者の工事現場への専任を要しない期間	現場施工に着手する日の指定	<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> ない	令和 年 月 日 上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。	(出納局契約課ホームページ参照のこと: http://www.pr ef.miyagi.jp/s0 shiki/keiyaku/kk50.html)		
	工事現場が不稼働の期間		設計図書又は工事打合せ簿により配置技術者の工事現場への専任を要しない期間が明確になっている場合で、かつ、工事準備等の行為も含め工事現場が不稼働であることが明確である期間			
	完了検査後の期間		工事の完成検査が終了し、事務手続き、後片付けのみが残っている期間			
	工事中止の期間		工事を中止している場合その他これに類する期間			
	工場製作のみの期間		工場製作のみが稼働している期間			
2 特例監理技術者の配置						
		<input type="radio"/> 対象 <input checked="" type="radio"/> 対象外	建設業法第26条第3項ただし書の規程の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置。 特例監理技術者を配置する場合は下記によるものとする			
<p>1 特例監理技術者を配置する場合は以下の(ア)～(イ)の要件を全て満たさなければならない。</p> <p>(ア)本工事の現場施工に着手する日までに、建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。</p> <p>(イ)監理技術者補佐は、一級施工管理技士補(令和3年4月1日施行予定)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。</p> <p>(ロ)監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。</p> <p>(ハ)同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)</p> <p>(ニ)特例監理技術者が兼務できる工事は、本工事を所管する土木事務所(地域事務所)管内及び隣接土木事務所(地域事務所)管内の宮城県内で施行される工事で行なければならない。</p> <p>(ホ)特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。</p> <p>(ヘ)特例監理技術者と監理技術者補佐とで常に連絡が取れる体制であること。</p> <p>(ヘ)監理技術者補佐が担う業務について、明らかにすること。</p> <p>(ト)専任補助者を配置しない工事であること。</p> <p>(チ)維持管理業務同士は兼務できない。</p> <p>※24時間体制で応急処理工や緊急巡回等が必要な業務等</p> <p>(イ)配置技術者の追加専任を必要としないもの。</p> <p>2 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する場合、配置技術者届出書及び特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項を提出すること。</p> <p>3 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要なくなった場合は適切にCORIINSへの登録を行うこと。</p>						
3 積算基準及び設計単価の適用期日						
(1) 積算基準及び設計単価の適用について		<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> ない	積算基準及び設計単価は公告日の前月の基準及び単価とする。			
4 工程関係						
(1) 関連工事による施工時期の調整		<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> ない				
(2) 施工時期による制限		<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> ない	市役所庁舎内部及び駐車場棟については土日祝日の作業とし、その他詳細については施設管理者との協議による。			
(3) 関係機関等との協議の未成立		<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> ない				
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加		<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> ない				
5 公害対策関係						
(1) 一般事項		<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> ない	工事の施工にあたり、別表に示す排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。 また、騒音規制法、振動規制法等の関係法令を遵守し、必要な措置を講ずること。			
(2) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限		<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> ない	作業時間は施設管理者との協議による。			
6 安全対策関係						
(1) 交通安全施設等の指定		<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> ない				
(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限		<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> ない				
(3) 定期安全研修・訓練等の実施		<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> ない	工事着手後、原則として作業員全員参加により、月当たり半日以上の間を割り当て安全に関する研修・訓練等を定期的実施する。			
7 排水工関係						
(1) 漏水、湧水処理のための特別な対策の必要性		<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> ない				
(2) 排水設備確認申請等の手続き		<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> ない	排水設備等の新設、増設又は改設を行う場合は、排水設備工事の確認(変更の確認を含む)を得てから工事に着手すること。			
8 建設副産物対策関係(建設発生土)						
(1) 建設発生土の処理・処分について		<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> ない	本工事の残土は、下記に運搬する。なお、下記より難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものと、設計変更の対象とする。			
(2) 建設発生土	処理・処分		特記仕様書による			
	現場外管理について		建設発生土現場管理者(複数可)を選任し、「施工計画書」に記載し、監督職員に提出すること。 「ダンプトラック等管理表」を工事着手前に監督職員に提出すること。 「建設発生土搬出等管理表」を搬出を行う日ごとに作成し、一週間毎の集計表を監督職員に提出すること。 建設発生土は受入地において、搬出先土量を管理するとともに、搬出先で土量を確認すること。			
9 建設副産物対策関係(建設発生土以外の建設副産物)						
(1) 建設発生土以外の建設副産物の処理・処分について		<input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> ない	特記仕様書による 下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。			
(2) 建設発生土以外の建設副産物	処理・処分		特記仕様書による			
(3) 再生材の利用			特記仕様書による			
(4) 建設副産物情報交換システム(COBRIS)への登録について			受注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換システムにデータの入力を行うこと。入力した工事については、当該システムにより再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め、かつ建設副産物情報交換システム工事登録証明書を監督職員に提出しなければならない。			
(5) 建設リサイクル法について		<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> ない	受注者は、分別解体等省令で定める様式第1号別表1～3のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成し、契約担当者等に説明書とともに提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第3項に基づいて報告すること。			
10 工事現場のイメージアップ						
工事現場におけるイメージアップの推進のため、周辺環境などの現場条件及び労働者の作業環境などについて十分配慮すること。						
(1) 具体的協議事項		<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> ない	具体的内容: イメージアップの具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。			
11 資材関係						
(1) 特定調達物品の利用促進			グリーン購入促進条例(平成18年3月23日宮城県条例第22号)第10条第2項の特定調達物品について、利用の促進に努めなければならない。			
①特に使用する特定調達物品		<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> ない				
(2) 宮城県グリーン製品及び県産木材製品の活用			受注者は、使用資材の選定において、グリーン購入促進条例第14条第1項の宮城県グリーン製品(利用促進指針に基づく)及び県産木材製品の活用に努めなければならない。 なお、県産木材製品を使用する場合は、そのことを証明できる資料を添付し、監督職員に提出すること。 また、工事完了後に宮城県グリーン製品、県産木材製品の活用について、所定の様式により監督職員に報告(電子メール等)を行うこと。 循環型社会推進課HP参照(様式) <a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/houkoku.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/houkoku.html</a> 受注者は、当該工事の施工において木材を使用する場合、原則として県産木材製品を1製品以上使用しなければならない。 本製工事を表示取極(既製品)を使用する場合は、原則として宮城県グリーン製品を使用しなければならない。 県産木材製品を使用する場合は、「優良品やぎ材」の認証を受けた木材とする。			
①特に使用を指定する宮城県グリーン製品		<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> ない				
②特に使用を指定する県産木材製品		<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> ない				

(3) 県内産製品の使用	特記仕様書による
(4) 生コンクリート	生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は、同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。
(5) 購入土	購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。
12 工事経過記録の報告	工事履行報告書を、毎月1回監督職員に提出する。 内容:日誌、天候、工事進捗状況、工事進捗状況写真、その他監督職員の指示する事項
13 その他	
(1)「学校施設におけるシックハウス症候群発症防止指針」の適用	<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> ない
(2)現場代理人の兼務の承認	「現場代理人の常駐義務の緩和措置について」(契約課ホームページ参照: <a href="http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/">http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/</a> )に基づく条件に適合する工事で、工事現場の運営・安全管理等に支障がないと判断した場合、現場代理人の兼務を認める。
(3)「施工体制事前提出方式(オープンブック方式)」の適用	<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> ない ①この工事の入札は、施工体制事前提出方式(オープンブック方式)を適用する。オープンブック方式とは、工事請負契約締結に先立ち、応札者が自ら積算内容及び工事の施工体制を明らかにする方式であり、入札時において宮城県の指定様式である「工事費内訳書」に必要事項を記載して、電子入札システム内の入札書提出時に添付ファイルとして提出するものとする。(紙入札においてはCD-R等により、提出するものとする。) ②この工事を請け負った者は、工事請負契約書第7条及び宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱第7条第2項に基づく一部下請負承認額等の書類の記載内容等について、上記の「工事費内訳書」を使用して宮城県が行う調査に協力しなければならない。具体的な調査内容を記載した「公正な元請下請関係を築くための施工体制確認調査については、宮城県のホームページまたは宮城県建設工事等電子入札システムの入札情報サービスシステムからダウンロードできる。 ③この工事を請け負った者は、発注者の指示があった場合には、下請負人の協力を得て、最終変更請負契約締結後に配布される最終工事費内訳書に精算額等の必要事項を記載して、CD-R等により提出するものとする。
(4)法定外の労災保険の付保について	本工事では、法定外の労災保険加入にかかる保険料を予定価格に反映しているため、本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。なお、加入後受注者は、工事請負契約書に基づき、証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示すること。

※ 条件欄に「あり」と記入した場合は、必要に応じて内容、施工方法を記入すること。

※ 2 公害対策の別表は次ページ参照

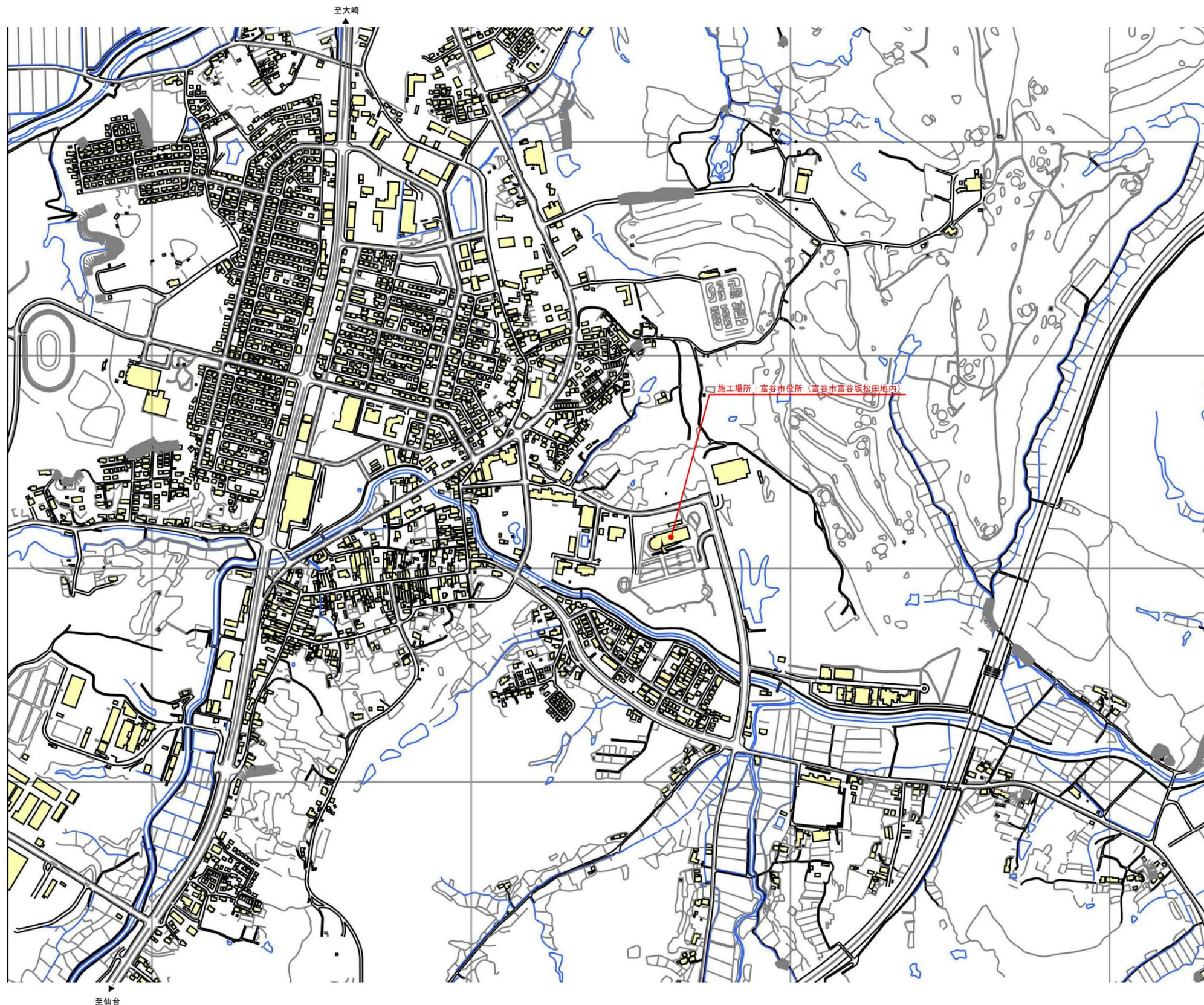
別表 排出ガス対策型建設機械を使用する工種及びその機種

工種	建設機械名	備考	
トンネル工事用排出ガス対策型建設機械(7機種)	<ul style="list-style-type: none"> <li>バックホウ</li> <li>大型ブローカー</li> <li>トラクタショベル</li> <li>コンクリート吹付機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドリルジャンボ</li> <li>・ダンプトラック</li> <li>・コンクリートミキサ</li> </ul>	<p>ディーゼルエンジン(出力30kw~260kw(40.8Ps~353Ps))を搭載した建設機械に限る。</p> <p>ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</p>
一般工事用建設機械	<ul style="list-style-type: none"> <li>バックホウ</li> <li>車輪式トラクタショベル</li> <li>ブルドーザ</li> <li>油圧ユニット</li> </ul> <p>以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの: 油圧ハンマ、パイロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル 地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬式発電機</li> <li>・可搬式空気圧縮機</li> <li>・ホイールクレーン</li> </ul>	ディーゼルエンジン(出力7.5kw~260kw)を搭載した建設機械に限る。

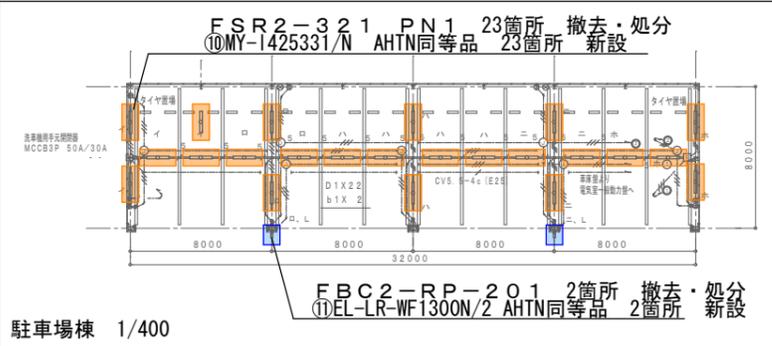
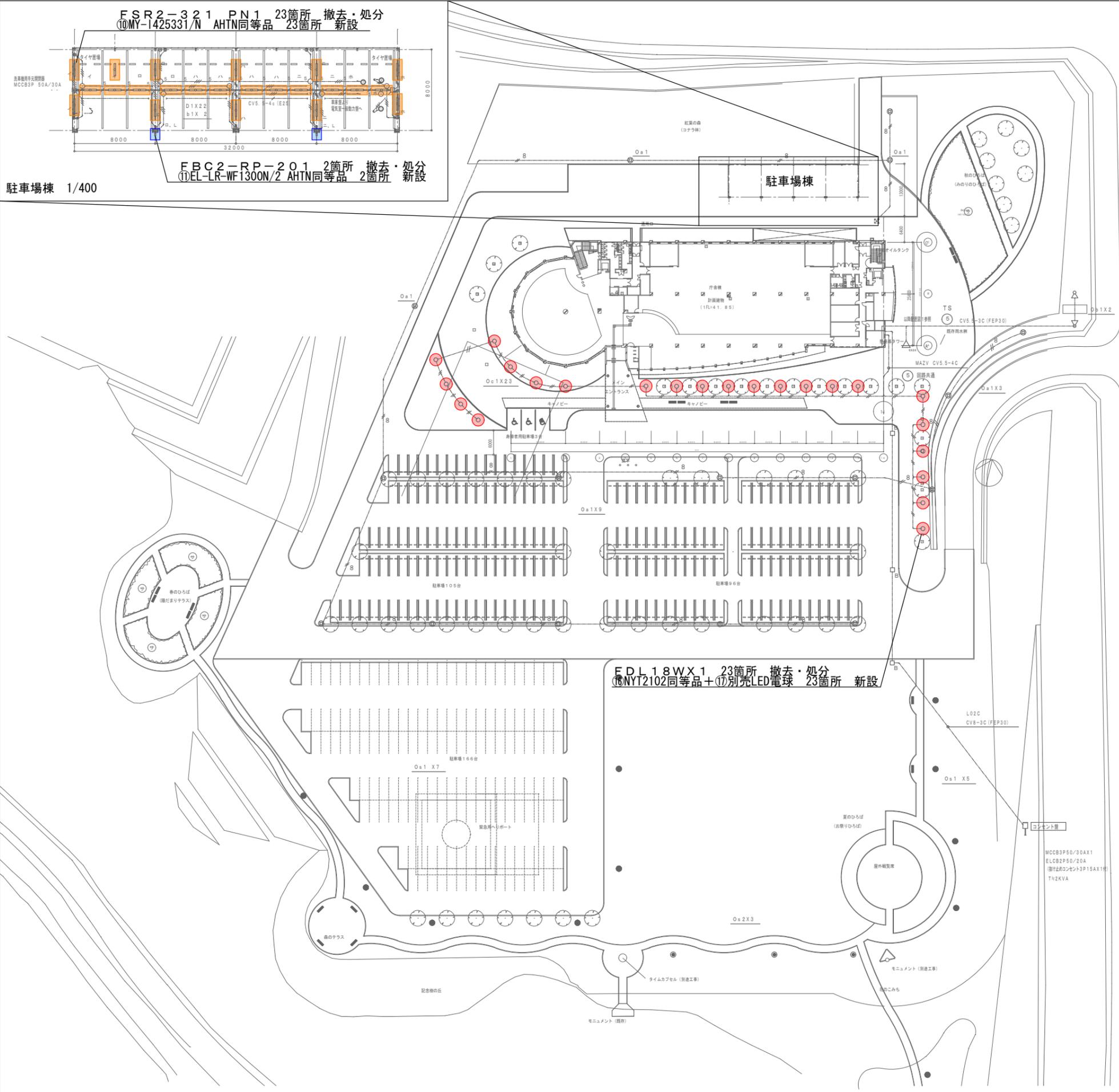
なお、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械(平成16年9月1日まで装着したものに限る。)を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。

### 特記事項

1 総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用の有無			
(1)「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用工事	<input type="radio"/> 対象 <input checked="" type="radio"/> 対象外	1. 対象工事の場合、活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書(一般土木工事の場合)」に基づき、該当する工種に関する提案を選択すること。 2. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の技術は、施工計画・技術提案等(いわゆる作文)の評価対象外とする(「簡易型(施工計画型)」、「標準型」、「高度型」の場合)。なお、「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も、同様の取扱いとする。	
(2)実施された技術についての費用計上(設計変更)	<input type="radio"/> 対象 <input checked="" type="radio"/> 対象外	設計変更の積算手法については、総合評価落札方式の手引きのとおりとする。なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も対象外となる。	
2 週休2日工事等の適用の有無			
(1)週休2日工事	対象種別	<input checked="" type="radio"/> 対象 <input type="radio"/> 対象外	種別または区分を変更する場合は受注者より工事着手前に監督職員と協議を行うこと。
	区分	<input checked="" type="radio"/> 現場閉所型 <input type="radio"/> 交替制 <input type="radio"/> 通月単位 <input type="radio"/> 月単位	現場閉所型:巡回・パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所を閉所する。 交替制:現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。 通月単位:対象期間全体で4週8休相当以上の休日を取得したと認められる状態 月単位:対象期間全ての月で4週8休相当以上の休日を取得したと認められる状態
(2)女性活躍推進モデル工事		<input type="radio"/> 対象 <input checked="" type="radio"/> 対象外	特記仕様書による
(3)遠隔臨場の取組み		<input type="radio"/> 対象 <input checked="" type="radio"/> 対象外	特記仕様書による
(4)情報共有システムの取組み		<input type="radio"/> 対象 <input checked="" type="radio"/> 対象外	特記仕様書による



工事名 令和7年度 富谷市庁舎LED化工事	備考	図面名称	案内図	図面番号 E01
		縮尺	NS	



駐車場棟 1/400



駐車場棟

既設照明 撤去・処分

D1	FSR2-321 PN1	23箇所
----	--------------	------

b1	FBC2-RP-201	2箇所
----	-------------	-----

新設照明 ※同等品

MY-L425331/N AHTN

⑩MY-L425331/N AHTN同等品

EL-LR-WF1300N/2 AHTN

⑪EL-LR-WF1300N/2 AHTN同等品

外部

既設照明 撤去・処分

oc1	FDL18WX1	23箇所
-----	----------	------

新設照明 ※同等品

NYT2102

⑫NYT2102同等品  
⑬別売LED電球 LBA7L-G-K/60W/2同等品

工事名 令和7年度 富谷市庁舎LED化工事	備考	図面名称	配置図	図面番号 E01
		縮尺	1/1000 1/400	

FL20WX1 (電池内蔵) 4箇所 撤去・処分 ⑦NNFF21830TLE9同等品+⑧特注ボード 4箇所 新設

MF300W (200V) 電動昇降 16箇所 撤去・処分

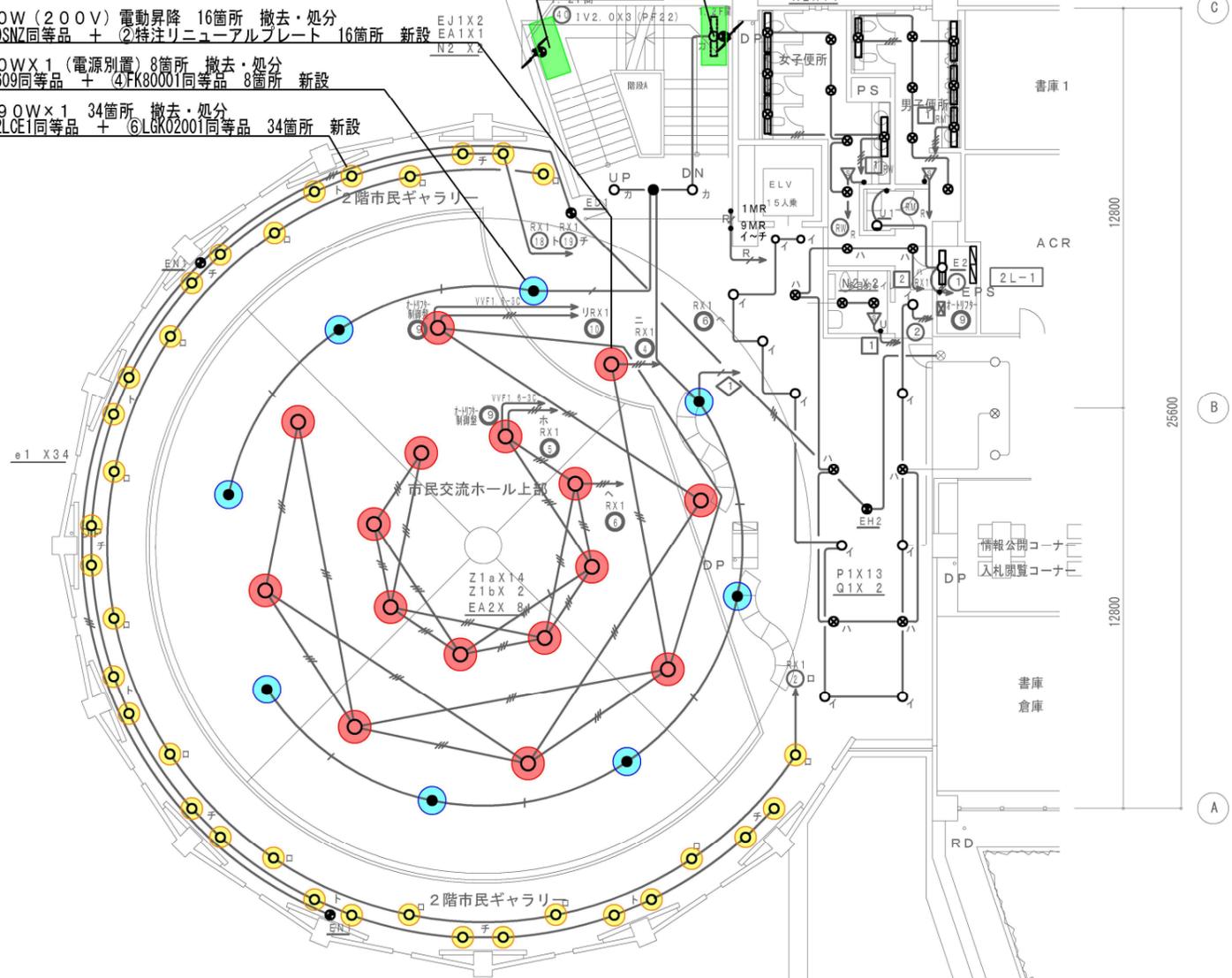
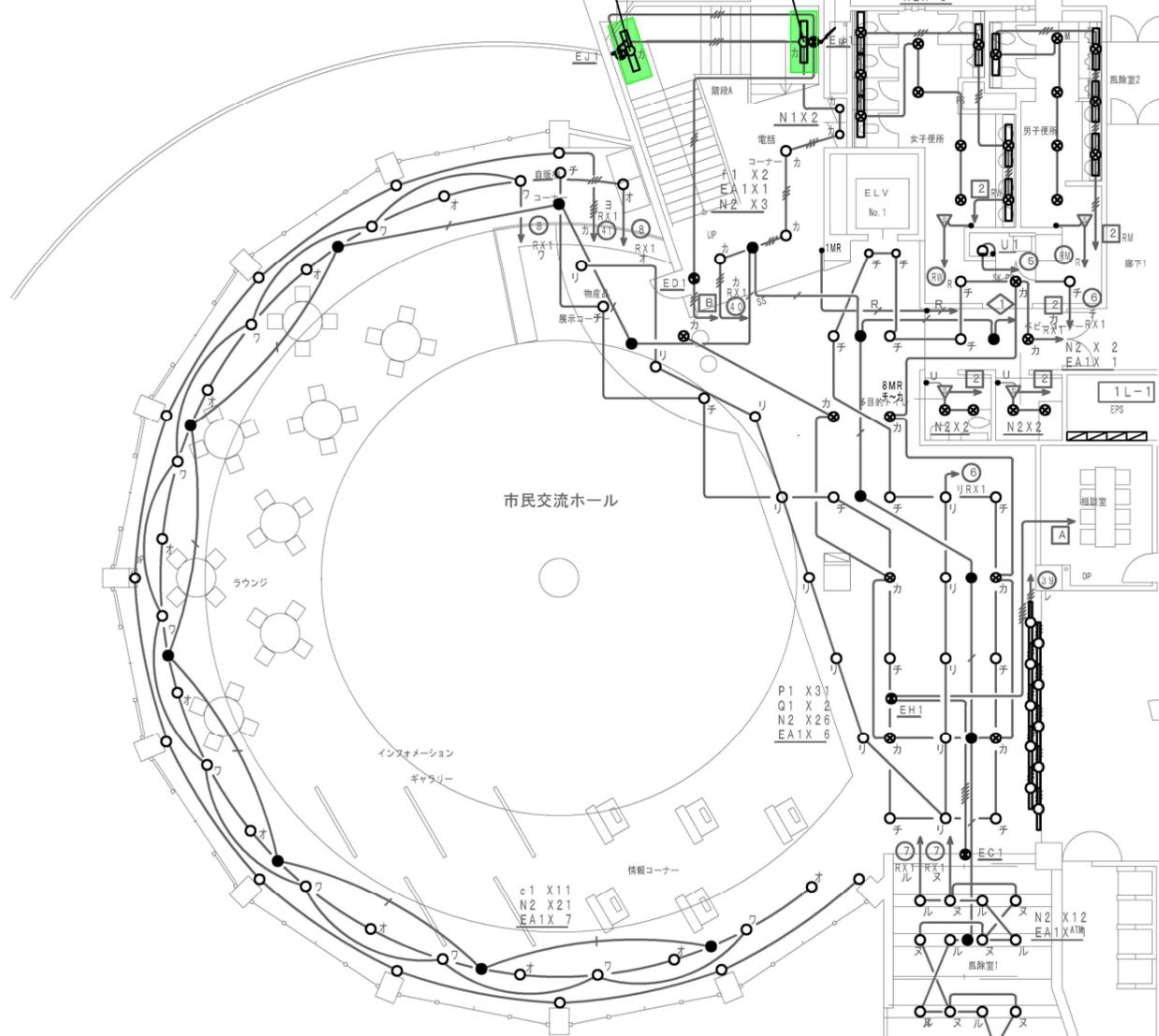
①XND9989SNZ同等品 + ②特注リニューアルプレート 16箇所 新設

IL100WX1 (電源別置) 8箇所 撤去・処分

③NNFB87609同等品 + ④FK80001同等品 8箇所 新設

ハロゲン90W×1 34箇所 撤去・処分

⑤XAD3412CE1同等品 + ⑥LGK02001同等品 34箇所 新設



既設照明 撤去・処分

Z1	MF300W (200V) 電動昇降	16か所
電動昇降スイッチ3L共 200V		

新設照明 ※同等品

①XND9989SNZ同等品 + ②特注リニューアルプレート		
③NNFB87609同等品 + ④FK80001同等品		

EA2	IL100WX1 (電源別置)	8か所
非常照明		

⑦NNFF21830TLE9同等品 + ⑧特注ボード		
----------------------------------	--	--

既設照明 撤去・処分

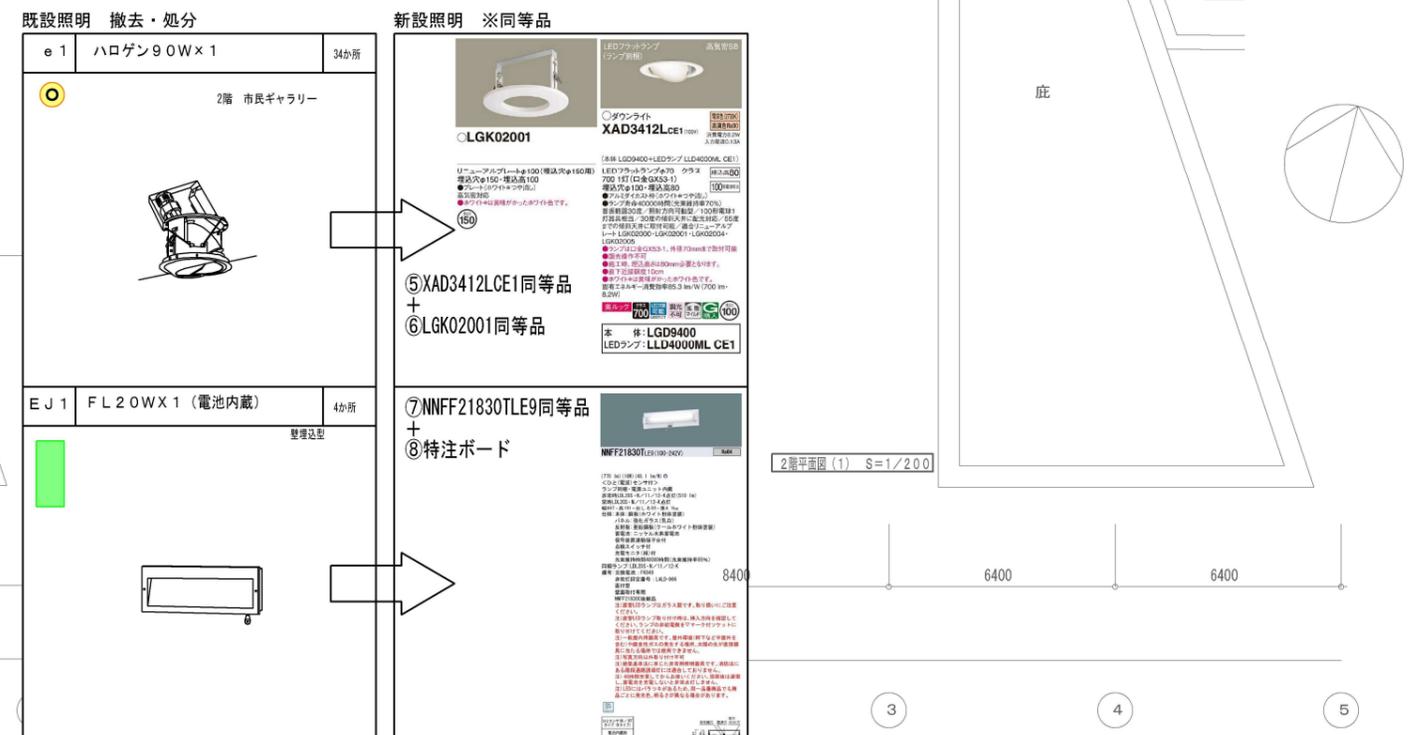
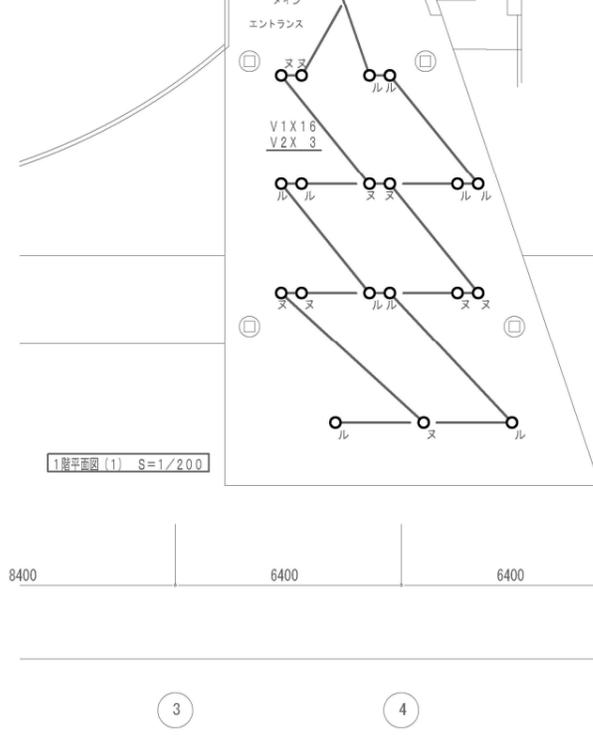
e1	ハロゲン90W×1	34か所
2階 市民ギャラリー		

新設照明 ※同等品

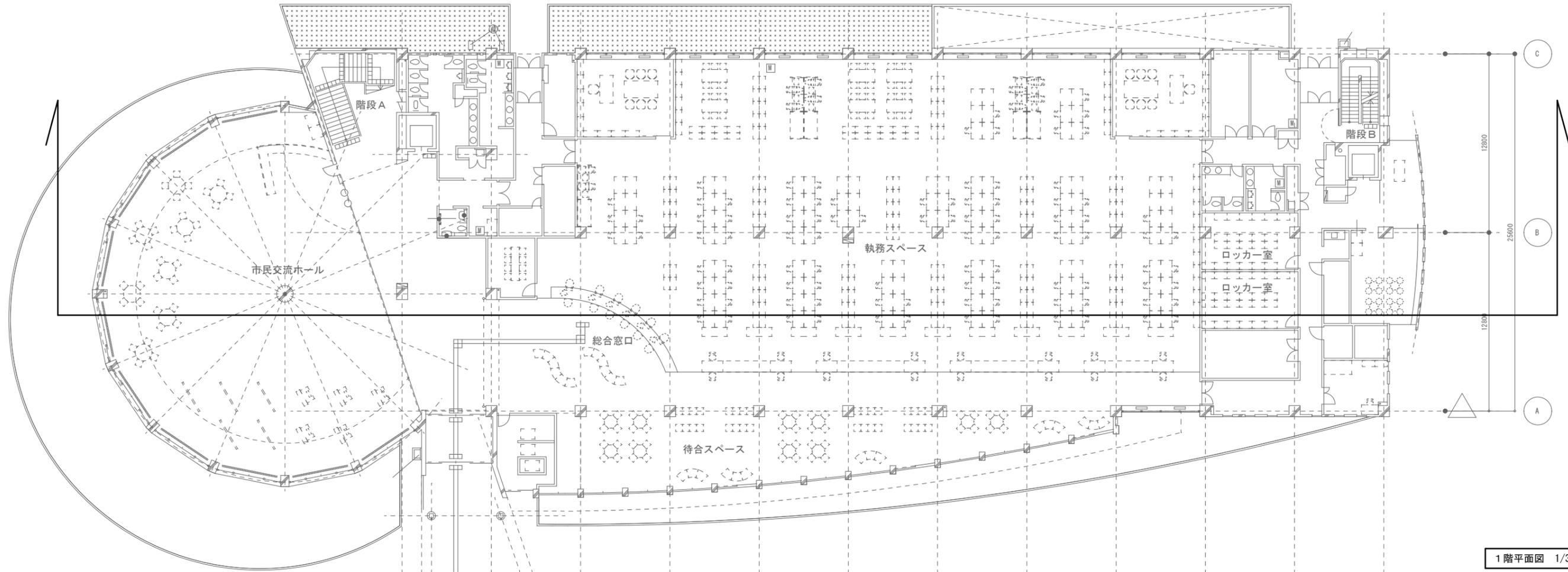
⑤XAD3412CE1同等品 + ⑥LGK02001同等品		
-------------------------------------	--	--

EJ1	FL20WX1 (電池内蔵)	4か所
壁埋込型		

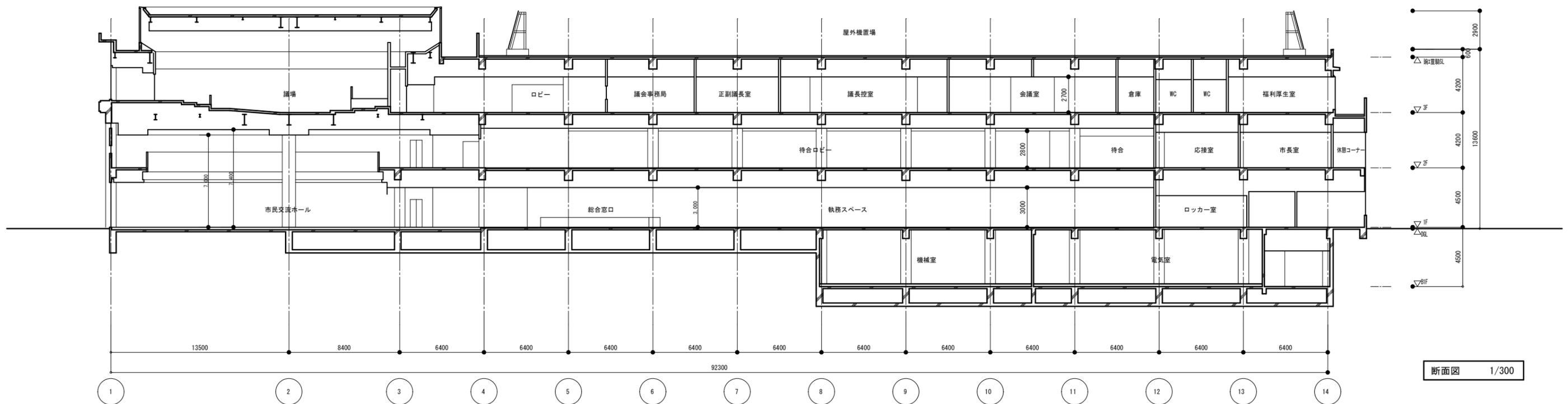
⑦NNFF21830TLE9同等品 + ⑧特注ボード		
----------------------------------	--	--







1階平面図 1/300



断面図 1/300

工事名 令和7年度 富谷市庁舎LED化工事	備考	図面名称	断面図 (参考)	図面番号
		縮尺	1/200	E04















